

小学校用



日新火災

'23年 4月版

(正式名称: 統合賠償責任保険)

学校賠償 プラン

教育活動を取りまく様々な賠償問題から児童と学校を守る保険



このような場合にお役に立ちます

学校の法律上の 損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が児童または第三者に損害をあたえた場合

教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。

児童個人の法律上の 損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に児童が、他の児童または第三者に損害をあたえた場合

教職員個人の 法律上の 損害賠償責任

学校の教育活動中に教職員の個人行為(注)によって、児童または第三者に損害をあたえた場合

(注) 学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、スポーツなどの行為をいいます。

外部協力員個人の 法律上の 損害賠償責任

ゲストティーチャー、ボランティア等の外部の学校教育指導協力者が、児童または第三者に損害をあたえた場合

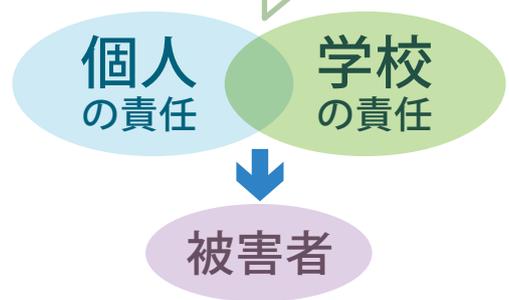
ビジサポ学校賠償プラン

3つの特長

特長 1 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1 通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により児童個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



特長 2 児童により自校の建物等が損壊された場合を補償します

(学校に関する特則における追加特約)

2 児童による偶然の事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。(児童個人に責任がある場合に限りです。)

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。

※GIGAスクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等は補償対象外です。



特長 3 学校特有のリスクをカバーします

- 1 職業体験にかかわる事故
職業体験において児童による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負った場合も補償対象となります
- 2 学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料
- 3 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故
- 4 児童による自転車の賠償事故
自宅と学校の間、または部活動の試合会場等までの合理的な経路に限ります。
- 5 教職員による自転車の賠償事故
自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限ります。
- 6 近隣住民からのクレームに対応するための法律相談費用
(クレーム等対応費用補償特約) ※保険証券記載の施設または業務に関連するクレームが対象です
支払限度額は1回の事故につき20万円、保険期間中50万円です

保険金をお支払いする主な場合（Ⅰ施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。

また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき**1,000万円**^(注1)まで補償します。

(注1) 保険証券記載の財物の支払限度額といずれか低い額となります。

施設のリスク



野球部の練習中に打ったボールが穴のあいたフェンスを通過して、駐車中の車を破損させてしまった



職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった

業務遂行のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



理科の実験中に器具の使用方を誤って教えたために、児童にケガをさせてしまった



家庭訪問に自転車で向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 損害・5,000万円、1億円、3億円の賠償金・3パターンから選択可能



児童の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた



情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した

次ページの説明もご参照ください

被害者見舞費用

支払限度額 ▶▶▶ 身体の障害に対しては1名について10万円
財物の損壊等に対しては1事故について10万円



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた



テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

保管（借用・受託）財物のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の財物の損壊等の支払限度額または**1,000万円**のいずれか低い額^(注2)



児童から預かった携帯電話を誤って紛失してしまった



体育の時間中、学校側で教室に鍵をかけていたが、職員が鍵を落としたことにより、教室に保管していた制服が盗難されてしまった



公民館から借りたテントを先生が誤って破損させた



リースで借りているパソコンに誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注2) 自動車または原動機付自転車（またはこれらの付属品（他人から借用・リースしたもので作業場内に所在するものおよび登録番号のないものを除きます。）、運送貨物の損壊等は補償されません。

サイバー・情報漏えい事故補償特約の特長

特長
1.

情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。

日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます

特長
2.

万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査 ▶ 訴訟対応 ▶ 損害賠償 ▶ 再発防止の費用まで、トータルで補償します。

万全なセキュリティ対策でも、日々進化するサイバーリスクをゼロにすることはできません

特長
3.

個人情報保護法改正(2022年4月施行)に対応しています。

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、お客さまが負担する被害者本人への通知にかかる費用や、個人情報保護委員会への報告にかかる弁護士報酬・コンサルティング費用を補償します

職業体験中のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した



職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に児童がラーメンをお客さまにこぼしてしまい、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を児童に落としてしまいケガをさせてしまった

個人行爲事故のリスク(児童、教職員および外部協力員)

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



自分の水筒を取ろうとしたら他の児童の水筒を落としてしまい、壊してしまった



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった



遠足の途中で石を蹴飛ばしたところ、車にあたり破損させてしまった



外部協力員が車椅子の生徒と休憩時間に遊ぼうとしたが、よそ見をして転倒させてケガをさせた

対物超過復旧費補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 1事故につき100万円

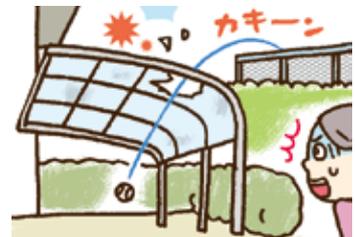
補償内容 他人の財物の損壊等について、再調達価額、または修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

事故例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。



本来であれば損害賠償額の10万円しかお支払い出来ないが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。



補償内容例と保険料(注)

支払限度額

1億 コース

右記補償における免責金額
(自己負担額)はありません

I. 施設・業務事故、保管財物事故

- 被害者見舞費用 ……………
- 保管財物事故 ……………
- 業務外個人行為事故 ……………
- 対物超過復旧費補償特約 ……………
- サイバー・情報漏えい事故補償特約 ……………

支払限度額	1事故 身体・財物共通 1億円
支払限度額	身体の障害に対しては1名について10万円 財物の損壊等に対しては1事故について10万円
支払限度額	1事故 1,000万円
支払限度額	1事故 身体・財物共通 1億円
支払限度額	1事故 100万円
支払限度額	1事故かつ保険期間中 5,000万円

児童数	200人	300人	400人	500人	600人	800人	1,000人
年間保険料	60,000円	90,000円	120,000円	150,000円	180,000円	240,000円	300,000円

支払限度額

1,000万 コース

右記補償における免責金額
(自己負担額)はありません

I. 施設・業務事故、保管財物事故

- 被害者見舞費用 ……………
- 保管財物事故 ……………
- 業務外個人行為事故 ……………
- 対物超過復旧費補償特約 ……………
- サイバー・情報漏えい事故補償特約 ……………

支払限度額	1事故 身体・財物共通 1,000万円
支払限度額	身体の障害に対しては1名について10万円 財物の損壊等に対しては1事故について10万円
支払限度額	1事故 1,000万円
支払限度額	1事故 身体・財物共通 1,000万円
支払限度額	1事故 100万円
支払限度額	1事故かつ保険期間中 5,000万円

児童数	200人	300人	400人	500人	600人	800人	1,000人
年間保険料	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円	120,000円	160,000円	200,000円

(注) 保険料は各人数での目安です。個別の保険料は右面の取扱代理店または営業担当にお問い合わせください。また過去の保険金支払件数、保険金支払金額により割増保険料をいただくことがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類	内 容
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、または被保険者の故意 ● 地震、噴火、津波、洪水、または高潮 ● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 施設外における船舶・車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 汚染物質の排出等に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
被害者見舞費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等による自然災害、自損事故等の明らかに賠償責任が発生しない事故 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金をお支払いできない主な具体例

<p>1.</p> <p>契約者の学校の建物、備品を破損させた場合 (児童個人に責任がある) 場合を除きます。</p> <p>【例】 バスケットボールの授業中に投げたボールが体育館の窓を破ったもの。</p>	<p>2.</p> <p>契約者、被保険者の故意または暴力行為による事故</p> <p>【例】 児童同士がケンカになり、相手の顔面を殴りケガをさせた。</p>	<p>3.</p> <p>自分で自分の所有物を破損させた場合</p> <p>【例】 廊下を歩いていて転んでしまい、かけていたメガネが落ちて破損した。</p> <p style="text-align: center;">被害者見舞費用でも自損事故はお支払いができません。</p>	<p>4.</p> <p>被保険者(加害者)が特定できない場合</p> <p>【例】 窓から電池が落ちてきて、下に駐車していた車に当たり破損したと思われる事故。</p> <p style="text-align: center;">賠償責任の所在が確認できないため。</p>
---	---	---	---